

経 済 産 業 省

20240705 貿局第1号
経済産業省貿易経済安全保障局

「公示 商号変更、合併、相続又は事業譲渡に伴う通商関係承認等の効力の承認に係る公示について」（昭和59年4月12日付け59貿局第134号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年8月5日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「公示 商号変更、合併、相続又は事業譲渡に伴う通商関係承認等の効力の承認に係る公示について」等の一部改正について

「公示 商号変更、合併、相続又は事業譲渡に伴う通商関係承認等の効力の承認に係る公示について」（昭和59年4月12日付け59貿局第134号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「公示 商号変更、合併、相続又は事業譲渡に伴う通商関係承認等の効力の承認に係る公示について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○公示 商号変更、合併、相続又は事業譲渡に伴う通商関係承認等の効力の承認に係る公示について（昭和59年4月12日付け59貿局第134号）

改 正 後	現 行
I ・ II （略） III 申請先 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課 IV 公示の方法 <u>通商弘報</u>に公示する。 V （略） [別紙様式] 商号変更 合 併 相 続 事業譲渡 に 伴 う 通 商 関 係 承 認 等 の 効 力 の 承 継 に 係 る 申 請 書 経済産業省貿易経済安全保障局長 殿 申請者名 （略） （略） （と） が 年 月 日以前に輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び輸出入取引法の規定により取得した承認及び輸入割当等（注1）の効力は、 に承継されますので個別の名義変更の手続が不要となるように、<u>通商弘報</u>に公示をお願いします。 （注1）・（注2） （略）	I ・ II （略） III 申請先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 IV 公示の方法 <u>経済産業公報及び通商弘報</u>に公示する。 V （略） [別紙様式] 商号変更 合 併 相 続 事業譲渡 に 伴 う 通 商 関 係 承 認 等 の 効 力 の 承 継 に 係 る 申 請 書 経済産業省貿易経済協力局長 殿 申請者名 （略） （略） （と） が 年 月 日以前に輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び輸出入取引法の規定により取得した承認及び輸入割当等（注1）の効力は、 に承継されますので個別の名義変更の手続が不要となるように、<u>経済産業公報及び通商弘報</u>に公示をお願いします。 （注1）・（注2） （略）

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月12日付け貿易局第4号）

改 正 後	現 行
2－3－3 輸入承認証の再交付手続きについて 税関長から交付された輸入承認証の再交付手続きについては、平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号「輸入承認証の再交付について」によるほか、次の定めによるものとする。 1 再交付の申請を受けた税関は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めたときは、別紙の様式により審査課、農水産室又はワシントン室あて通知し、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を<u>通商弘報</u>に公告を依頼し、公告された後に、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。 2 再交付を受けた輸入承認証は、<u>通商弘報</u>に掲載された日から有効とする。	2－3－3 輸入承認証の再交付手続きについて 税関長から交付された輸入承認証の再交付手続きについては、平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号「輸入承認証の再交付について」によるほか、次の定めによるものとする。 1 再交付の申請を受けた税関は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めたときは、別紙の様式により審査課、農水産室又はワシントン室あて通知し、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を<u>経済産業公報及び通商弘報</u>に公告を依頼し、公告された後に、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。 2 再交付を受けた輸入承認証は、<u>経済産業公報又は通商弘報のいずれかに</u>掲載された日から有効とする。